平成28年	5　月	214,280	—
	6　月	229,760	—
	7　月	245,190	—
	8　月	260,570	—
	9　月	275,900	—
	10　月	291,180	—
	11　月	306,410	—
	12　月	321,590	—
平成29年	1　月	336,730	—
	2　月	351,810	—

別表第四十一（第七条第四項関係）〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成27年４月から平成28年３月までの各月
前　納　額	15,540円

別表第四十二（第八条第一項関係）〔２年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成27年４月
前　納　額	9,220円

別表第四十三（第八条第一項関係）〔１年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成27年４月
前　納　額	4,700円

別表第四十四（第八条第一項関係）〔６月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成27年４月及び平成27年10月
前　納　額	2,370円

別表第四十五（第八条第二項関係）〔平成29年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月	法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
		平成27年	
		4　月	10　月
5　月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
6　月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	800	—
7　月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	1,190	—
8　月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	1,590	—
9　月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	1,980	—
10　月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	2,370	—
11　月	昭和30年11月２日から昭和30年12月１日までに生まれた者	2,760	400
12　月	昭和30年12月２日から昭和31年１月１日までに生まれた者	3,150	800
1　月	昭和31年１月２日から昭和31年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
2　月	昭和31年２月２日から昭和31年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
3　月	昭和31年３月２日から昭和31年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980
4　月	昭和31年４月２日から昭和31年５月１日までに生まれた者	4,700	2,370
5　月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	5,080	—
6　月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	5,460	—
7　月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	5,850	—
8　月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	6,230	—
9　月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	6,600	—
10　月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	6,980	—
11　月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	7,360	—
12　月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	7,730	—
1　月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	8,100	—
2　月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	8,480	—
3　月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	8,850	—

別表第四十六（第八条第二項関係）〔平成29年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月	法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
		平成27年	
		4　月	10　月
5　月	昭和25年５月２日から昭和25年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —